

# ニセコ町 議会だより

No. **161**

発行 ニセコ町議会  
編集 議会だより編集委員会  
平成27年6月1日



この時期、各町内会では清掃や草刈り作業が行われています。望羊団地でも5月24日に行われ、作業後の慰労会では話に花が咲いていました。

おもな内容

3月定例会・3月、5月臨時会 ページ

- ▶ 議会の新構成……………2～3
- ▶ 予算特別委員会報告……………4
- ▶ 行政報告から……………4

- ▶ 条例や予算などの審議……………6～9
- ▶ 一般質問……………10～17
- 議会日誌・編集後記……………18

# 議会の構成が決まりました

第18回統一地方選挙後の初議会である第3回ニセコ町議会臨時会を5月8日開会し、正副議長の選挙、常任委員の選任など議会構成を決め、町長から提案のあった監査委員（議員選出）の選任に同意して、閉会しました。

## 選挙の経過

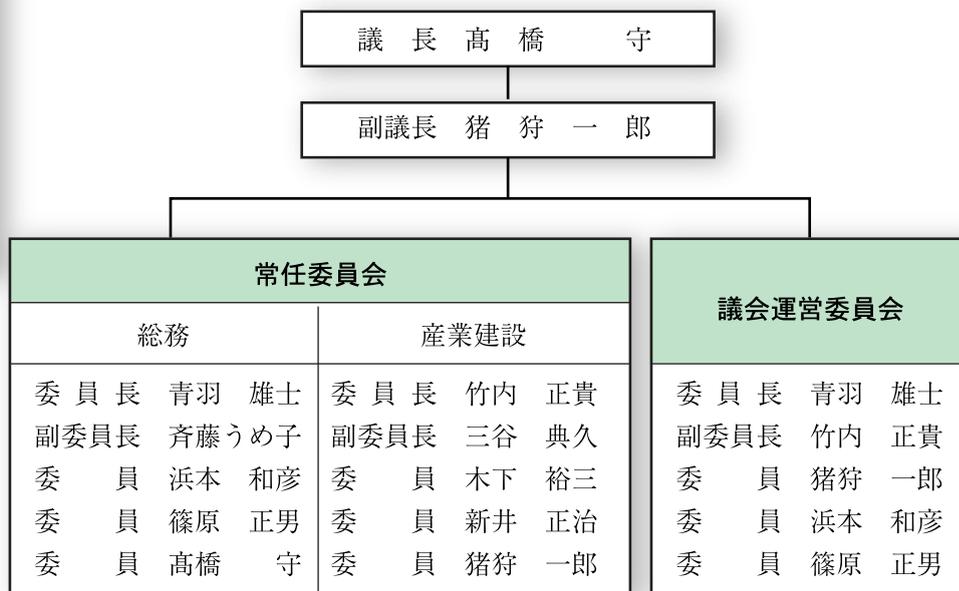
### ・議長の選挙（無記名投票）

高橋 守 9票 当選  
無効票 1票

### ・副議長の選挙

猪狩一郎 9票 当選  
無効票 1票

## 法定によるもの



監査委員（議会選出）	広域連合・一部事務組合						
三谷 典久	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">後志広域連合議会議員 高橋 守</td> <td style="width: 50%; border: none;">羊蹄山ろく消防合組協議会議員 青羽 雄士</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">羊蹄山麓環境衛生組協議会議員 竹内 正貴</td> <td style="border: none;">後志教育研修センター組協議会議員 斉藤うめ子</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">浜本 和彦</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	後志広域連合議会議員 高橋 守	羊蹄山ろく消防合組協議会議員 青羽 雄士	羊蹄山麓環境衛生組協議会議員 竹内 正貴	後志教育研修センター組協議会議員 斉藤うめ子	浜本 和彦	
後志広域連合議会議員 高橋 守	羊蹄山ろく消防合組協議会議員 青羽 雄士						
羊蹄山麓環境衛生組協議会議員 竹内 正貴	後志教育研修センター組協議会議員 斉藤うめ子						
浜本 和彦							

## 選任の経過

常任委員の選任（議長指名）	議会運営委員の選任（議長指名）	広域連合、一部事務組合議会議員
正副委員長は各常任委員会で互選	正副委員長は議会運営委員会で互選	指名推薦

## 任意に設置されるもの

議会だより編集委員会	議会議員会
委員長 三谷 典久	会長 竹内 正貴
副委員長 斉藤うめ子	副会長 猪狩 一郎
委員 篠原 正男	幹事 篠原 正男
委員 木下 裕三	監事 三谷 典久
	監事 新井 正治

## 議長就任あいさつ

去る4月26日に執行されました統一地方選挙後、平成27年第3回議会臨時会におきまして議長職をお受けすることになりました。再任となりますが、私にとりまして光栄でありますとともに、改めてその責任の重さを痛感する次第でございます。

もとより微力な私ではありますが、議員の皆様のご協力のもと執行部とともに町発展と豊かなまちづくりに懸命の努力を傾注する所存でございます。つきましては、町民の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。大都市圏を除けば全国的な人口減少による地域の存続が危惧されているなか、二七〇町では子育て世代と幼少人口の増加により、学童保育施設の新設や幼児センター改修など子育て環境の充実、環境モデル都市としての施策などが進められていきます。議会といたしましても、将来を見据えた施策に配慮しながら町と協力してまいります。

よりよいまちづくりのため、町民の皆様と共に考え、ともに歩んでまいりる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。議長就任のご挨拶といたします。



副議長

猪狩 一郎  
3期 (66歳)

議長

高橋 守  
4期 (63歳)三谷 典久  
2期 (62歳)斉藤 うめ子  
2期 (67歳)青羽 雄士  
3期 (57歳)竹内 正貴  
3期 (62歳)篠原 正男  
1期 (61歳)木下 裕三  
1期 (49歳)新井 正治  
1期 (45歳)浜本 和彦  
1期 (67歳)

# 一般会計43億9千万円 (仮)学童クラブ建設に着手 中央倉庫群改修は最終年度



第1回定例会は3月10日に開会し、17日に閉会しました。

この議会では、規約変更、条例の改正、各会計の補正予算、平成27年度各会計予算など町長提出の議案15件、議会提出の条例1件、陳情等7件、意見書4件の27件を審議し、すべて可決しました。

一般質問は、2人の議員が質問をしました。

平成27年度予算の詳細は、5月に配布済みの「もつと知りたい今年の仕事」をご覧ください。

## 27年度当初予算は予算特別委員会で審査

平成27年度当初予算は、全議員（10人）で構成する予算特別委員会に付託され、次のとおり審査が行われました。3月17日の本会議に委員会報告があり、報告のとおり全会一致で決しました。

1. 委員会開催期日及び場所  
期日平成27年3月11日、16日及び17日の3日間  
場所二セコ町役場議場
2. 出席委員10名（11日、16日、17日）
3. 会期の経過及び審査の方法  
3月11日、本特別委員会の正副委員長を下記のとおり互選  
委員長 鎌田 克己 副委員長 小原 久志  
3月16日及び17日の両日、  
款ごとあるいは歳入または歳出ごと等に区分し、慎重に審査
4. 審査の結果  
平成27年度二セコ町一般会計予算  
原案のとおり可決すべきもの  
平成27年度二セコ町国民健康保険事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきもの  
平成27年度二セコ町後期高齢者医療特別会計予算  
原案のとおり可決すべきもの  
平成27年度二セコ町簡易水道事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきもの  
平成27年度二セコ町公共下水道事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきもの  
平成27年度二セコ町農業集落排水事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきもの

## 町長行政報告から

### 環境未来都市構想推進 国際フォーラムヨマレ ーシア

本年2月7日、「環境未来構想推進国際フォーラムヨマレーシア」が開催され、二セコ町の環境への取り組みとあわせて観光PRを実施してきました。

昨年本町が、国から

環境モデル都市指定を受けたこともあり、内閣官房からの要請で、内閣官房と内閣府並びにマレーシア政府が主催する環境未来都市構想推進国際フォーラムへの出席及び町の環境への取り組みと観光の魅力について発表して

きました。

会議は、マレーシア、イスカンダル地方ジョホールバル市で開催され、日本からは日本政府関係者のほか自治体関係者など70名、マレーシア政府とイスカンダル州関係者など230名が出席する会議でした。特にこの会議の

中で過去に二セコに来訪されたことのある堀江正彦地球環境問題担当大使と意見交換をさせていた、たく機会を得堀江大使には二セコ町へ再訪いただくようお願いをしたところです。翌日はクアラルンプール市で二セコ高校と連携協定を結んでいるYTLスクールズの観光マネジメント専門学校を表敬訪問。あわせて二セコビレッジを経営しているYTLグループのダト・マーク代表ほか役員の皆様と意見交換させていた、たくしました。YTLホテルスクールの質の高い教育と充実した学習環境施設には学ばせていた、たくところ大であり、二セコ高校がすばらしい教育機関と連携していることを大変うれしく感じました。

また、YTLのダト・マーク代表には二セコ町が進める環境政策について説明を申し

上げ、LEDの導入を初めとする施設の省エネ化、自然再生可能エネルギーの活用、地球温暖化防止対策などの取り組みについてお願いをし、協力していただくとの返事をもらうことができました。

さらに、在マレーシア日本大使館のご協力、マレーシアの旅行社、雑誌記者に参集いただき、二セコの夏の観光を重点にPRさせていた、たくしました。この会合では、開会に当たり日本大使館の児玉公使が二セコのすばらしさについて強くPRをしてください、大変感激したところです。

このPRでは、その後、地元新聞や旅行誌などで二セコの記事が掲載されています。ただ、この旅行社や雑誌などメディアとの接触では、二セコがほとんど知られていないという実態で、この滞在校期间中、百名を超える

方々のご挨拶を交わしましたが、二セコの名前を初めて聞いたという方が大部分でした。シンガポールやマレーシアにおける二セコの認知度は極めて低い実情であることがわかり、今後、二セコの夏のすばらしさを改めて発信していく必要があると考えています。

今回のフォーラムや観光PRに際し、内閣官房、内閣府、環境省、外務省、日本国在マレーシア大使館、二セコで事業を展開しているYTLグループ、さらに比羅夫で投資を行っているローヤットグループを初め、多くの関係機関や組織の皆様にご支援をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。報告とします。

道、二セコグループの駅を重点支援することとし、全国の道の駅の選定作業に入っていました。道の駅は、平成5年の制度創設以来、現在では全国で1040か所に広がり、地元の名物や観光資源を生かして多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化等々に貢献しています。同省は、道の駅を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけ、関係機関と連携して、特にすぐれた取り組みを選定し、重点的に応援することとしています。今般、有識者の意見も聞き、同省として選定対象を決定したのがこの内容です。

**道の駅二セコビュープラザの重点道の駅選定証授与式**

昨年、国土交通省は地方創生の核となる道

ら建設される「石狩市あつたか・あいろーど」と、当別町の道の駅が今後整備されるものとして選定されました。また、現在、既存の道の駅としては、道内41か所中「二セコビュープラザ」が唯一指定されました。

「二セコビュープラザ」は、平成9年5月4日のオープン以来18年が経過し、そろそろ建物も老朽化している状況で、今後再整備等の構想を進めなければならぬ時期にきています。これまで、道の駅は基本的に国の補助金は一切ないということでしたが、今般の重点道の駅については国土交通省が支援をすることになっていきます。

今回私どもから提案しているものは、ICT、ワイファイ化といった、いわゆる高度情報化の拠点としての整備、それから海外客に対応する免税店化の実

施、あるいは、既に申請済みの点では、外国人観光案内所の認定を受けるといことで、そのほかにもチャレンジショップであるとか観光客と地元の農家をつなぐ場の提供。あるいは、食のブランド化を進め、地産地消を進める拠点として、さらにトイレの整備や休憩スペースの拡充、あるいはLED化等を含め防災拠点としての整備を図っていく考えです。

また、駐車場も現在大変狭いということもあり、災害対応の観点から拡張も提案事項として上げています。今後国土交通省、北海道開発局と十分な調整を行いながら、さらに二セコの玄関口が皆さんに愛されるものへと成長するよう取り組みを進めていきたいと考えています。

北海道開発局と十分な調整を行いながら、さらに二セコの玄関口が皆さんに愛されるものへと成長するよう取り組みを進めていきたいと考えています。

# 条例や予算などの審議

## 第1回 定例会

### 条例の一部改正

#### ニセコ町職員定数 条例の一部改正

##### 〔変更理由〕

教育行政の充実強化を図るため、町長部局を1人減、教育委員会部局を1人増とする職員配置の変更

##### 〔採決結果〕可決

反対0賛成9

#### 非常勤の特別職の職員に対する報酬および費用弁償支給条例の一部改正

##### 〔変更理由〕

①地域おこし協力隊員の活動の自由度を高める目的で、身分を

非常勤の特別職に規定するため。

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成27年4月1日施行され、教育委員会の代表者が教育長に一元化されて教育委員長が廃止されるため。

なお、平成27年4月1日に引き続き任期中である教育長の在任期間中は、教育委員長と教育長の身分と職分は継続します。

### 質 疑

#### ○三谷典久議員

地域おこし協力隊員を非常勤特別職とする理由は、また、非常勤特別職となることで何が変わるのか。

#### ○福村農政課長

配属先団体の活動時間に合わせた柔軟な活動ができるよう、「賃金」

から「報酬」に変更。

これまでは嘱託職員に準じて「賃金」を支給してきたが、地域おこし協力隊の配属先は各団体であり役場と勤務時間等が違う場合もあるため、役場の賃金体系や勤務時間のなかでは活動に支障があった。当初予算に計上した7人分は、配属先団体とも相談しながらだが、配属先の活動時間に合わせた内容にしてほしいと、いくつかの団体からの要望もあり、非常勤特別職とすることで団体の要望に応えることができる。

なお、現在いる2人は役場で活動中、勤務時間も役場と同じで支障はなかったが、平成27年度からの7人は大抵多数が団体に配属予定であることから、非常勤特別職に変更した。

#### ○三谷典久議員

特別職は地方公務員法に該当しないと聞いている。であれば身分的には嘱託職員のほうがよいのではないか。

#### ○福村農政課長

非常勤特別職も地方公務員に準じた取扱。総務省は、地域おこし協力隊員の身分は地方自治体の考え方で決めるべきとしている。

全国的にも、非常勤特別職、嘱託職員の両方に位置付けている。配属先に応じた活動をしてもらうことが第一との考えから、変更した。

#### ○片山町長

地域おこし協力隊は、価値観の違う人に都会から来てもらうことで地域の活性化を図り将来の定住を目指す。より自由な活動ができるのは非常勤特別職。

「賃金」では勤務条件に縛られるイメージがあった。本来、地域おこし協力隊は活動の自由度を高めて、過疎

化や地域の疲弊を応援することが狙い。隊員と話し合いながら自由な活動をしてもらえるように変更した。

#### ○三谷典久議員

非常勤特別職は、地方公務員法に該当しない法の狭間にいる不安定な身分ではないのか。

#### ○福村農政課長

役場嘱託職員に準じる活動と位置付ける。

確かに、非常勤特別職は職員のような厳格な取り扱いはないが、今回の要綱では、役場嘱託職員に準じる活動をとの位置付けをしているので問題はないかと思う。地域おこし協力隊は、終了までの任期中に就業や定住を見定めていくことが必要で、ある程度自由に活動しながら就業や定住を目指してもらいたいので、自由度を考慮した改正である。

#### ○渡辺富雄議員

非常勤特別職の発令は町長が行うので、何

かあった際の責任は町長が負うとの理解でよいのか。

#### ○高瀬総務課長

地方公務員法が適用される部分の責任は町にある。

議員指摘のとおり、発令が町長の任命であるから最終的な責任は町のほうにあるということである。隊員の多くは団体に派遣され、仕事内容は派遣先によるが、身分等、一部地方公務員法が適用されるので、その部分は町の責任と考えている。

##### 〔採決結果〕可決

反対0賛成9

#### 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

##### 〔変更理由〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正後の教育長の勤務等

に関して常勤の特別職として勤務条件を含めて新たに定める必要があるため。

なお、平成27年4月1日に引き続き任期中である教育長の在任期間中は、改正前の規定の勤務条件等が継続します。

反対意見

町長の権限が強くなりすぎ、政治が教育へ介入・支配する危険性があるのではないか

○三谷典久議員

本条例改正の元である、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、大きな問題があるので指摘しなければならぬと考え、反対討論する。

①町長は教育大綱を制定する義務があり、その場合、国の教育振興基本計画の基本

的な考えを参酌するとされていること、大綱の決定権限が首長にあることが問題である。政治が教育内容に介入・支配の道筋をつくる恐れがある。

②現行では教育委員会が教育長を任命し、罷免、指揮、監督権があるが、改正後ではこれを失う。新教育長は、首長が議会の同意を得て任命し、首長からの独立性が著しく弱まる。以上二点を指摘して反対討論とする。

賛成意見

法律との整合を図るため必要な改正、教育の中立性は議会のチェック機能で懸念を払う

○青羽雄士議員

賛成の立場で発言する。今回の条例改正は、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法（改正地教育法」という。）が、本年4月1日施行されるのに伴って、教育長の身分が一般職から非常勤の特別職に変わったことなどで、新しい教育長の職務規定などが必要のため改正を行うものである。法律との整合をとるためにも、必要な改正である。

なお、法改正の内容のうち教育委員長と教育長が一元化されることで教育委員会の責任者が明確となり、いじめ問題などの対応が迅速になるなどの利点があげられ、これは二七〇町のような小さな町でも重要な点である。

また、新教育長は町長が直接任命・罷免できるので、行政が教育に介入し教育の中立性が保てない危険性があるとの指摘であるが、町長が「直接」とはいっても「議会の同意を得て」行うことになるため、われわれ議員が議会としてのチェック機能を十分に発揮すること、そのような懸念を払うよう務めることが重要であり、そのように、議員の皆さんと議論を深めていく。こうした意見から、本条例案に賛成する。

二七〇町議会委員条例の一部改正

【変更理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い地方自治法も改正されたため、議会の委員会が行う調査等のため出席を求める説明者を教育委員長から教育長に改めるため。

て地域支援事業の財源構成割合が変更となることから、地域支援事業に要する経費の町村負担割合を変更することに伴い協議するものです。

陳情書等の審査

・平成26年請願第2号

集団的自衛権の憲法解釈の変更に対する意見書採択についての請願者 二七〇町 坪井 訓

紹介議員 三谷典久 この請願は、総務常任委員会に付託され、継続審議中の案件。同委員会での審査の結果、「不採択とすべきもの」として委員長報告があり、反対2、賛成7で不採択と決しました。

規約の変更

後志広域連合規約の一部変更

【変更理由】

介護保険制度改正により保険料負担割合が変更なることを受け

二七〇町国民健康保険条例の一部改正

【変更理由】

国民健康保険事業は、高齢化社会の進展や医療技術の高度化による医療費の増加による保険給付費の膨大で厳しい財政運営が続いていることから、事業を健全かつ安定的に運営するため保険税率を改正するため。

【採決結果】可決

反対1賛成8

【採決結果】可決

反対0賛成9

## 委員会意見

集団的自衛権の行使は、他国のために武力を行使することではなく、他国と協調することで抑止力を高め、日本が攻められない国になるという側面があり、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更が、海外で戦争できる国づくりをすすめるという請願の解釈だけではないと考えられるため

なお、この請願の委員長報告に対する討論を、別途掲載しました。

## ・平成26年請願第3号

集団的自衛権の憲法解釈の変更に対する意見書採択についての請願

請願者 二セコ町

秋元哲也

紹介議員 三谷典久

この請願は、総務常任委員会に付託され、継続審議中の案件。同

委員会で審査の結果「不採択すべきもの」として委員長報告があり、平成26年請願第2号と同趣旨であることから、不採択とみなす旨、議長が決定しました。

・陳情第3号  
TPP交渉からの即時脱退を求める陳情書  
陳情者 二セコ町農民同盟委員長

## ・陳情第1号

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める陳情書  
陳情者 北海道医療労働組合連合会 執行委員長

・陳情第2号

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情書  
陳情者 北海道医療労働組合連合会 執行委員長

## ・陳情第2号

以上二件は、総務常任委員会に付託され、同委員会で審査の結果「採択すべきもの」として委員長報告があり、全員一致で採択と決しました。

以上二件は、総務常任委員会に付託され、同委員会で審査の結果「採択すべきもの」として委員長報告があり、全員一致で採択と決しました。

・陳情第5号  
農協改革に係る政府に対する意見書採択についての陳情書  
陳情者 ようてい農業協同組合代表 理事組合長

以上三件は、産業建設常任委員会に付託され、同委員会で審査の結果「採択すべきもの」として委員長報告があり、全員一致で採択と決しました。

・陳情第4号  
TPP交渉等に係る政府に対する意見書採択の陳情について  
陳情者 ようてい農業協同組合代表 理事組合長

・陳情第3号  
TPP交渉からの即時脱退を求める陳情書  
陳情者 二セコ町農民同盟委員長

・陳情第2号  
安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情書  
陳情者 北海道医療労働組合連合会 執行委員長

以上三件は、産業建設常任委員会に付託され、同委員会で審査の結果「採択すべきもの」として委員長報告があり、全員一致で採択と決しました。

## 第2回臨時会

第2回臨時会を3月30日開会し、町長提案の議案3件を審議し、原案どおり可決・同意して閉会しました。

## 条例の一部改正

## 町税条例等の一部改正

## 〔変更理由〕

地方税法の一部改正に伴い、環境負荷の小さい軽自動車等の税率を軽減する特例措置が設けられたこと、二輪車や小型特殊自動車等の新税率適用開始時期が1年延長されたことから所要の改正を行うため。

〔採決結果〕 可決

反対0賛成9

## 国民健康保険税条例の一部改正

## 〔変更理由〕

国の制度に合わせ国民健康保険税の負担の適正化を図るため、保険税限度額の引き上げと低所得者の軽減該当世帯を拡大するために基準の見直しをすることから所要の改正を行うため。

〔採決結果〕 可決

反対0賛成9

## 教育委員会委員の任命

教育委員会委員に下田伸一さんを任命することに同意しました。

■教育委員会委員

下田伸一 (字有島)

## 質 疑

○斉藤うめ子議員

下田氏の選考方法について、任命のプロセスは、また、下田氏の

決意のほどは。

○林副町長

本人に面談し就任の意思を確認し決定

任命の経過は、前任者が女性であったことから女性、教育委員の年齢構成や子どもが就学しているかなどを基準に複数の候補者を選出した。最終的に本人に直接面談し、教育に対する識見や就任の意思を確認したうえで選出した。

○斉藤うめ子議員

複数の候補者からとのことだが、下田氏以外にも話を聞いたのか。

○林副町長

まずは一人に絞り込んでから。

そのうえで、面談して了解を得たので決定した。

〔採決結果〕 同意

反対0賛成9

## 集団的自衛権の憲法解釈の変更に反対する意見書採択についての請願不採択に対する意見(抜粋)

### 反対意見 三谷 典久議員

#### 平和を希求する町民の強い思いを受け止め本請願を採択するよう求める

昨年6月からこれまで4回の審議があり、本請願の採択を一貫して主張してきたのは、自分と斉藤議員だけ。請願趣旨は、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対するもので、以下の3つの問題が含まれている。

1. 解釈改憲の問題
2. 集団的自衛権の問題
3. 閣議決定の問題

さらに、

#### これまでの委員会審議での不採択とすべき意見に反論を述べる

1. 「まだ国の方向が決まらない」との意見。請願提出は昨年6月議会で、「集団的自衛権に関する憲法解釈変更」の閣議決定は7月。この閣議決定後の9月以降の審議においてこのような意見を述べることは、あまりにも稚拙である。

2. 「集団的自衛権に関しても様々な考えがある」との意見。たとえ、集団的自衛権行使容認の考えであっても、閣議決定による憲法解釈の変更を許すことは立憲主義の否定である。

3. 「中国の領海侵犯など他国からの脅威や現在の国際情勢を考えると集団的自衛権もやむを得ない」との意見。我が国に対する脅威は、すべて個別的自衛権で対応可能と言われている。集団的自衛権とは、同盟国に対する脅威に対応するもの、我が国が戦争に巻き込まれる可能性をいわずらに高めるだけである。

4. 「この請願内容は国政の問題であり町議会の範囲を超える」という意見。請願制度は憲法に定められた国民の公権力に対する意見・要望の提起の場。国の政策は、私たちの住む町や村に反映し、地方の意見を述べる場として請願制度は尊重されるべき。また、これまで採択された請願の中には国の政策に係るものが数多くある。

5. 「時代に合わせて憲法を変えることはありうる」との意見。憲法を変えるには正規の手続きを踏まなければならない。閣議決定による解釈改憲という本来ありうべからざる経過が問題なのだ。自らが、また我が子、夫があるいは恋人が戦争に行くような時代にはいけない、という子育て世代がいる。また、戦争とあんな時代は二度と繰り返してはいけないという高齢な町民がたくさんいる。先輩議

員のみなさんはこのような人々の思いを、想像力を持って考え、審議されたのか。これらの人々に対し「安倍総理はそんなことは言っていない」「戦争なんかにはならない」という言葉は、あまりにも安易である。説得力に欠けるものである。本請願が不採択となるならば、町民の平和を希求する真摯な思いをくみ取れない議会であり議員であると思われてしまうのではないか。本請願の重要性を改めて熟考し、意見書の採択を選択していただくことを強く願い反対討論とする。

### 賛成意見 猪狩一郎議員

#### 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更は請願の解釈だけではないと考えられるため不採択に賛成する

本請願を不採択すべきと決したことに賛成の立場で意見を述べる。

集団的自衛権の行使は他国のために武力を行使するためではなく、他国と協調することで抑止力を高め、日本が攻められない国になるという側面があり、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更が海外で戦争できる国づくりを進めるという解釈だけではないと考えられるため、委員会の決定に賛成する。

### 第1回 定例会

## 消費喚起プレミアム商品券発行事業補助を計上

第1回定例会で、地域住民生活緊急支援交付金（国の地方創生事業施策によるもの）や町道等除雪委託料など、一般会計ほか2会計で、合計3,575万8千円の増額補正を可決しました。なお、今回補正した事業には、会計年度を平成27年度分として繰り越して実施する事業が含まれています。

このほか、緊急性がある分として専決処分した事業に対する補正分56万円も合わせて提案があり承認されています。

### 平成26年度 二セコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に、専決処分した分と合わせて3,322万6千円を増額し、予算総額42億9,710万1千円となりました。

・歳入	地方交付税	540万0千円増額
	分担金及び負担金（広域保育所入所市町村負担金）	160万8千円増額
	国庫支出金（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ほか）	1,336万7千円増額
	道支出金（強い農業づくり補助金ほか）	2,774万2千円増額
	寄付金（ふるさとづくり寄付金）	111万円増額
	繰入金（財政調整基金繰入金）	1億円減額
	繰越金（前年度繰越金）	303万8千円増額
	諸収入（自動車事故共済金・町有建物災害共済金）	249万9千円増額
	町債（過疎地域自立促進特別事業債ほか）	7,846万2千円増額
・歳出	総務費（LED街路灯設置工事費の減ほか）	527万6千円減額
	民生費（臨時福祉給付金、国民健康保険事業特別会計繰出金の減ほか）	4,133万9千円減額
	衛生費（羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料）	49万2千円増額
	農林水産業費（農林水産業6次産業化支援事業補助ほか）	2,657万9千円増額
	商工費（消費喚起プレミアム商品券発行事業補助ほか）	1,813万9千円増額
	土木費（公営住宅全面改善工事・町道等除雪委託料ほか）	2,910万8千円増額
	教育費（給食配送車修繕・講師謝礼ほか）	552万3千円増額

### 平成26年度 国民健康保険事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額から309万2千円を減額し、予算総額2億3,440万8千円となりました。

・歳入	繰入金（一般会計繰入金）	1,403万9千円減額
	諸収入（雑入／後志広域連合過年度清算還付金）	1,094万7千円増額
・歳出	総務費（広域連合負担金ほか）	309万2千円減額

# 一般質問



本定例会での一般質問は、2名の議員から6件行われました。  
 質問 **Q** と答弁 **A** を要約しております。詳細については会議録をご覧ください。

## Q プレミアム付き商品券について

**A** 消費増大、特に町内消費への転換が期待される

## Q 齊藤うめ子議員

地方創生の一環で、地域経済の活性化のための施策として全国の各自治体に交付金が配られることになった。その一つ、地域消費喚起・生活支援型と言われるプレミアム付き商品券について質問する。

- ① プレミアム商品券の総額。
- ② プレミアム商品券の内容。
- ③ 過去のプレミアム商品券の経

済波及効果の結果から鑑みて、今回のプレミアム商品券の効果をどのように予想しているか。

## A 片山町長

地域活性化・地域住民生活等

緊急支援交付金は、高止まりする物価動向や地域の実情に配慮しつつ、地域における消費喚起を呼び起こすことを目的としている。

- ① 今回実施するプレミアム付き商品券は30%のプレミアムを予定。発行総額は5720万円、プレミアム分を差し引いた販売額は4400万円となる。
- ② 発行は二セコ町商工会、時期は7月からと11月からの2回を予定している。この事業は、短期間での消費喚起を呼び起こすことを目的としているため、その使用期間は3カ月程度に設定する。回数券や定期券、除雪の委託料などへの支

払いには使えないなど、過去実施してきた商品券事業と同様に運用を行う予定。

- ③ 二セコ町ではプレミアム付き商品券を過去3回発行している。前回平成21年末には20%の上乗せをして発行し、実績データでの利用額は2389万円。構成比は飲食・観光38・7%、食料・飲料22・6%、衣料・日用品17・7%、家電・車・燃料等12・9%、理容8・1%で、地域内で広く消費されている。

物価の先行きが不透明な現在、買い物控えている消費者に対して期限内での使用が見込まれる商品券は、消費行動を後押しする効果が期待される。また、現在町外で消費されている買い物を町内での消費に変えるきっかけになることも期待される。

## Q 齊藤うめ子議員

道新に蘭越町のプレミアム商品券のことが書かれていた。蘭越町の場合は一般のものと建設券も販売する。交付金利用に関しては、各自自治体でいろいろ検討されている。

そこで、将来の投資につなが

るような消費喚起を目指して、プレミアム商品券を利用できないかと考え、3つ提案する。子育て世代を応援するためには子どもの人数分だけプレミアム率50%にし、子どもの数だけ全員もらえる。75歳以上の高齢者や障害者にも同様のプレミアム率をつける。環境モデル都市として、CO2削減やエネルギー消費削減に寄与する施策に限定したプレミアムをつける。子育て世代を応援するプレミアム商品券と一般のプレミアム商品券の購入は重複していいなど。この提案に対する町長の考えは。

## A 前原商工観光課長

今回の交付金事業は国の交付要綱の定めがあり、プレミアム率については具体的に指定されていないが、上限30%だろうと言われている。50%など色をつけて行う場合は、自主財源を含めての実施を考えているのではないか。

本町としては、地域全体に満遍なく消費が行き渡ってほしいので、特に差をつけて運用するという考えはない。

**A** 片山町長

子育て世代への応援については商工会が発行する子育て支援カードを従来どおり27年度も行う。二セコ町内の消費喚起という面では、商工会とも十分協議をしながら現在の制度にしたが、一番有効な手段ではないかと考えている。

**Q** 齊藤うめ子議員

過去のプレミアム商品券の利用は、ほとんどが普段の生活費に充てている。30%のプレミアム商品券も同じような結果になると思う。

二セコの将来を考えたとき、一部助成をしてもプレミアム率を上げて交付してもよいのではと考えているが、町の考えは。

**A** 前原商工観光課長

商工会、事業者等と連携をしながら効果を高めていきたい。町内家電事業者さんでは、LED等省エネルギーに対応した電化製品の販売を強化し、即売会のようなものもやりたいという話もある。

**Q** デマンドバスの運行改善策について

**A** データ集計とシステム開発事業者からの提案をもとに作業を進めている

**Q** 齊藤うめ子議員

これまでデマンドバスの運行についてさまざまな問題点を指摘し、改善策を求めてきたが、ここは改善できたと言える点があるか。

**A** 片山町長

平成24年10月からの運行開始から1年8カ月経過し、年間2万人弱の町民や観光客に利用していた、だいたい乗車についての問題点は、できるものについては随時改善を行ってきた。また、デマンドバスのデータ集計をもとに、現在システム事業者も入れ改善作業を進めている。一方でワゴン車2台では潜在的な需要に切れ切れていないという面もうかがえるが、1台増車することで年間1000万円近い経費がかかるので、乗り合い率を高めるための努力を引き続き行っていきたい。

**Q** 齊藤うめ子議員

デマンドバスの件に関して質問するのは今回で4回目だが、依然としてデマンドバスに対する不満をたくさん聞く。まず問題点として一番多いのは電話がつながらないこと。それから、いつも予約がいっぱいで利用できないという意見もある。

平均乗車密度は2になったことがなく、多くても先月の1・84。時間はかかってもいいのでぐるっと回ってくれないかという意見があった。また、デマンドバスとシャトルバスを組み合わせる方法はないかという提案もあった。例えば朝夕1台ずつだけでも定期の運行を決めてもらえないかと。

もう少し真剣に、町民の意見も入れて検討することが必要と思うが、町長の考えは。

**A** 山本企画環境課長

データとシステム開発事業者からの提案をもとに、運行事業者と打ち合わせをしている。その中には電話の扱い方や、迂回してでも乗り合い率を上げることも含めて検討している。

乗り合い率を上げるということになると、時間面で皆さんに協力を得なければならぬこともでてくるかと思うが、ご理解をいただきながら検討を進めたい。

**A** 片山町長

電話がつながらないということだが、朝の一定時間に集中している。1週間前からの予約受付なので、ある程度予定が決まっている人が朝一にかけてくるのと、当日に乗りたい人がかけてくる時間帯がかぶっているよ。それ以外はそんなにたくさん電話が入っている状況ではない。

例えば、1週間前からの予約を午後からにして、当日予約と時間をダブらせないようにするなど工夫したいと思う。

**Q** 簡易型ガンマ線スペクトロメータの利用状況について

**A** 現在1都16県のはほとんど入ってこない状況なので検査回数も少なくなっている

**Q** 斉藤うめ子議員

食品中のセシウムを測定するこの検査機器は、幼児センターと給食センターそれぞれに置かれているが、これまで何回利用したか。また、町民への利用開放の予定はあるか。

**A** 菊地教育長

2012年10月に消費者庁より貸与を受けている簡易型ガンマ線スペクトロメータのこれまでの利用回数は、幼児センター1回、給食センター7回となっている。この測定器は給食利用のために導入したもので、町民への利用開放の予定はない。

**Q** 斉藤うめ子議員

前回の答弁では5のつく日に利用する、1都16県から入ってきたものを測定するということ

だった。俱知安町の場合は、消費者庁から借りているニセコ町

と同タイプのもので、町自身が購入した約300万円のもの、両方で毎日測定している。ニセコ町はなぜこんなに少ない回数しか利用されていないのか。

また、設置されている場所については、ニセコ町は教育委員会の奥の給湯室、隣に掃除機が置いてあったりするが、俱知安町には鍵のついた別室があり、

正確に測定するためにエアコンで室温と湿度がきちっと保たれている。しかも地元産のものも検査する対象となっている。

測定には2、3時間かかるということだが、搬入する業者は決まっているので、前日から業者が検査をするということではできないものか。測定した上で次の日の朝に搬入できるのでないか。

**A** 高田学校給食センター長

ほとんどの食材は当日の搬入で、2、3時間要する測定は困難なため、極力1都16県のものを入れられないよう業者にも指導をし、仕入れをしている。このため、測定回数が少なくなっている。あわせてサーベイメータを利用する機会も減ってきた。

俱知安町では専門の臨時職員を配置している。設置場所については俱知安町のほうがベストだが、ニセコ町の場合は幼児センターと給食センターとの位置関係を考えたとき、あまり遠くない場所が良いということ、今の設置場所になった。

**A** 菊地教育長

測定器の使用については物理的な課題もあるので、利用促進というよりは、安全・安心を考え、地元食材を多く仕入れることに力を入れている。現在1都16県のはほとんど入ってこない状況なので、検査の回数も少なくなっている。

**Q** 斉藤うめ子議員

まずニセコ町の検査機は、現在の場所ですべて正確な数値が測れる

かということ、放射能はどういうふうに戻ってくるかわからないので、1都16県でなければ大丈夫だと検査から外さず、現在の数値を検査すべきということ、再度検討してほしい。それから、検査機器の町民への貸し出しについては、どのように考えているか。

**A** 高田学校給食センター長

場所については、確かにそのような環境でできるのが一番望ましいということには理解しているが、専用の場所となれば財源的にも立地的にもかなり難しいと考えている。

搬入については、業者が当日市場で買って持ってくる。地元産については当初から地元産で搬入が予定されているので、全て当日にという形になっている。全てではないが、厚生労働省の基準の中でも、衛生上の観点から24時間以内の調理でなければいけない等の規定がある。

**A** 前原商工観光課長

測定する際、それなりの量のものを粉碎して機械にかけなければいけないので、料理には使えなくなる。500ミリの容器

一杯が必要で、約8000グラムの素材を使うことになるので、一般利用については正直厳しいのではないかと思う。  
また、この機器は給食食材の測定を目的として導入しているので、現時点においては町民への貸し出しは考えていない。



簡易型ガンマ線スペクトロメータと、測定素材（イメージ）

### Q 女性の活躍推進について

**A** ニセコ町役場においては、女性の労働の支障となる面はできるだけ排除している

### Q 斉藤うめ子議員

女性の活躍を推進させるためには女性の労働環境の整備が必要。ニセコ町のこれまでの取り組み状況と今後の取り組みの計画について伺う。

### A 片山町長

ニセコ町まちづくり基本条例第31条第2項において、各種委員の構成にあつては一方の性に偏らないよう配慮するという規定を設け、男女にかかわらず社会のあらゆる多様性を享受する姿勢を基本としている。これらは、私どもの日々の仕事においても配慮している。また、女性の労働環境の整備については、法的に規定されている事項、例えば育児休業の取得等、それら以外は特段の取り組みは実施していない。  
ただ、一般の地方創生の取り組みにおいては、人口増の観点から労働環境の整備にも通じる

政策の柱が掲げられている。柱の一つは、地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、もう一つは若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというもの。平成27年度にこれら政策の柱についての総合戦略を計画にまとめるが、女性の労働環境を含む多様性のある労働環境についても議論し、取りまとめたい。

### Q 斉藤うめ子議員

2011年に私が議員になったときは、女性管理職はゼロだったが、この2年間で2名の女性管理職が誕生した。また、教育委員長や農業委員も女性が就任するなど、わずか2年の間に人数こそ少ないが、女性の指導的地位に占める数は飛躍的に発展した。

しかし、まだまだ活躍できる環境が整っていると思えない。結婚・出産・子育てと仕事の両立を実現できる環境を整備する

ためには、子育て支援が重要な鍵になると考えられる。それにより少子化を抑制し、労働人口も伸び、財政も豊かになっていくと考えられる。女性の視点から、暮らしやすい社会の制度や仕組みをつくることは、ひいては男性にとつて、子ども・若者・高齢者・障害者・ひとり親家庭など全ての人にとつても暮らしやすい社会をつくることになると思う。

①女性職員の活躍推進のために行っていることはあるか。

②男性職員の育児休暇取得の状況は。

③女性の活躍促進のための関連予算をあげることができるか。

### A 高瀬総務課長

①ニセコ町役場では男性と女性の差別はないので、女性に特別に云々というものはない。  
②男性の育児休業は現在のところない。

### A 片山町長

③女性の活躍促進のための関連予算については、必要な政策があれば対応していきたい。  
ニセコ町役場においては、女性の労働の支障となる面はで

きるだけ排除する方向で対応している。

**Q** 斉藤うめ子議員

男性の育児休業はないということだが、希望する人が全くないのか。それともそういう施策・条例・規定がないのか。

**A** 高瀬総務課長

ニセコ町も法律に基づき条例を定め、育児休業をとれるが（現在女性においては3年間）、自分の選択によって年数を決めてとっている。

**A** 林副町長

育児休業については男性もとれるようになっていく。

また、本町の女性職員の率は非常に高いと思っている。役職等については適材適所で配置をしていく。



**Q** 平成27年度介護保険の改正について

**A** 料金や支援体制など後志広域連合と協議を行いながら検討を進めていく

**Q** 三谷典久議員

今回の介護保険法の改正による町民への影響と町の考えを伺う。

①ニセコ町の要支援1、2の認定者数の推移。その中で予防訪問介護、通所介護サービスを受けている人数とサービス内容は何か。

②要支援者への訪問介護、通所介護が町の地域支援事業へ移行することの町の対応は。

③基本チェックリストの活用が今後行われるのか。

④ニセコ町の要介護1、2の認定者数の推移。現在のニセコハイッツ入居者の要介護度、ニセコハイッツの要介護1、2の待機者数は。今後の要介護1、2の認定者に対する介護のあり方をどのように考えているか。

**A** 片山町長

①別表1の要支援1及び2の認定者推移を見ると、要支援1については増加の傾向が見られ、要支援2については認定調査やその更新により増減を繰り返している。

ニセコ町における現在の要支援者に対するサービス内容は、デイサービスセンターを利用する「通所介護」・「デイケア」・「通所リハビリ」と「訪問介護」・「訪問看護」・「特別養護老人ホーム等」を利用する「ショートステイ」がある。また、福祉用具の貸与として腰かけ便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の購入や工事を伴わない手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖等がある。それから、社会福祉協議会のホームヘルパーによる身体介護として、排せつ介護、食事介護、入浴介護、身体整容、更衣介

助があり、生活援助として清掃、ごみ出し、ベッドメイクや調理、洗濯等がある。

②要支援者の「訪問介護」と「通所介護」が、新しい総合事業の「介護予防生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」となる。ニセコ町では平成29年4月開始の予定。

「介護予防生活支援サービス事業」には4項目の事業があり、「訪問型サービス」として既存の訪問介護事業者による身体介護や生活援助の訪問介護、民間事業者等による清掃、洗濯などの支援サービス、「通所型サービス」は既存の訪問介護事業者による機能訓練等の通所介護、民間事業者等によるコミュニケーションサロンや運動交流の場、リハビリ、口腔のケア教室の実施、「生活支援サービス」として配食サービスや見守りサービスの提供、「介護予防支援」としてはケアプランの作成を行い、介護予防を行う。

「一般介護予防事業」では、生活機能が低下している高齢者の心身状態の悪化を防ぐため体操教室等の事業が予定されている。

新事業に移行しても、現在までのサービスが特段変わることなく受けることができるものと判断をしている。

ただ、現在は介護保険でサービスを受けているが、新事業では実施主体は町となり、サービス量などを決定していくこととなる。ニセコ町として独自に行っている高齢者の生きがい活動支援通所、外出支援サービスは、介護保険に該当しないと判断された人でもデイサービスセンターの利用ができるよう配慮しているが、料金や支援体制など今後後志広域連合と協議を行いながら検討を進めていく。

③基本チェックリストを活用し、明らかに介護生活支援サービスの事業対象と判断できる場合、介護認定を省略して総合事業サービスの一般介護予防事業のサービスを受けることができる。身体等の状況に応じては、いろいろなサービスを選択できるよう支援するため、介護認定を実施することにも必要だと考えている。

④特別養護老人ホームの入所基準で、要介護1及び2の方は特別な理由がない場合入所す

ることができなくなる。別表3の要介護1及び2の認定者推移を見ると、要介護1については増加傾向が見られ、要介護2については認定調査やその更新によって増減を繰り返し、要支援者と同じように推移をしている。

今後の要介護1及び2の方については介護保険の制度上、居宅介護となるが、特別養護老人ホームの入所以外の全てサービスを利用することができることや近隣町村に開設される特定施設などを利用していただくなど細かい相談支援をしたい。



三谷典久議員

予防介護サービスにはいろいろあり、その中の「訪問介護」と「通所介護」が介護保険から外される。この二つは予防介護サービスの中でもかなり利用され、専門的な知識、観察、経験が要求される。基本チェックリストは、専門家による介護の必要性の認定を外してしまうところに問題がある。

再質問する。要支援者が急に77人に増えた理由は何か。現在の事業所ヘルパーによる専門性

のあるサービスを今後でも存続することはできるか。また、チェックリストは使わなければいけないのか。



折内保健福祉課長

平成22年度から比べて25年は確かに増加しているが、特に分析はしていない。認定更新時に1と2の人数に若干動きはある。それからサービスについては、今までと同じものを受けること

はできるが、料金に関しての問題点が出てくる。広域連合とも協議をしながら、料金設定等検討していかねければならない。基本チェックリストは現在も保健師が窓口対応の際に使っており、それを目安に介護予防事業等の勧奨をしている。認定の際は保健師が家庭訪問をしていて、高齢者の方を把握するように努めている。

別表1 要支援認定者数の推移 (ニセコ町/人)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度
要支援1	22	19	32	42
要支援2	25	34	28	35

別表2 (ニセコ町/人)

	平成27年1月末	予防サービスを受けている人	
要支援1	40	18	訪問介護者 4
			通所介護者 14
要支援2	34	22	訪問介護者 3
			通所介護者 17

別表3 要介護認定者数の推移 (ニセコ町/人)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度
要介護1	38	42	47	57
要介護2	40	32	39	33

別表4 (ニセコ町/人)

	平成27年1月末	ニセコハイツ入居者	ニセコハイツ待機者
要介護1	69	2	6
要介護2	42	7	15
要介護3		22	-
要介護4		9	-
要介護5		10	-

**Q** 三谷典久議員

町は介護報酬が入らなくてもやっていけるか。また、介護保険改正の事業者への影響に対し、町として何か考えているか。基本的に全てチェックリストを使わずに認定すべきだが、それができるか。

特別養護老人ホームの入所基準で要介護1、2が外される。要介護1、2は軽度だから施設利用せず居宅でいいという考えだが、施設に入るのは在宅の生活が困難だからであって、在宅の生活の困難さと要介護度は必ずしも一致しない。国は施設介護の費用が膨らむから、入所制限してそれを下げようとしている。地方自治体の原点である住民の暮らし、福祉を守るというところを徹底し、既存のサービスは続けられるべきだ。

**A** 折内保健福祉課長

介護報酬については今後一定の基準が示されたら、町負担の割合についても明らかになってくると思う。支援する金額、料金等については二セコ町ばかりの問題ではないので、後志広域連合とも情報交換をしながら、

できれば構成町村均一のサービス料金設定をしていきたいと考えている。

また、福祉会のほうで介護保険の改正によりどの程度影響が出ているかも調べてもらっているが、援助等をするかどうかということはまだ考えていない。それから、要介護1、2の方が特別養護老人ホームに入れないという部分については、全くだめということではなく、事情、認知の関係等を考慮しながら進めたい。

基本チェックリストについては、保健師とも相談し、あくまでも目安としている。現場に合った認定を重要視していきたい。

**Q** 役場庁舎再整備事業について

**A** 新築か改修かという件については今後引き続き検討する

**Q** 三谷典久議員

役場庁舎再整備事業の時系列的な議論の経過、現時点での結論、防災センター整備計画の中の役場庁舎整備の考え方、財政シミュレーションについて説明を求める。

**A** 片山町長

平成23年度に役場庁舎の耐震調査を実施し、その結果耐震性の一部に問題があることが判明した。建設から45年の年月が経過し、老朽化も著しいことから、有事の際の防災活動拠点としての機能を果たせないことが懸念され、庁舎の再整備が喫緊の課題となった。

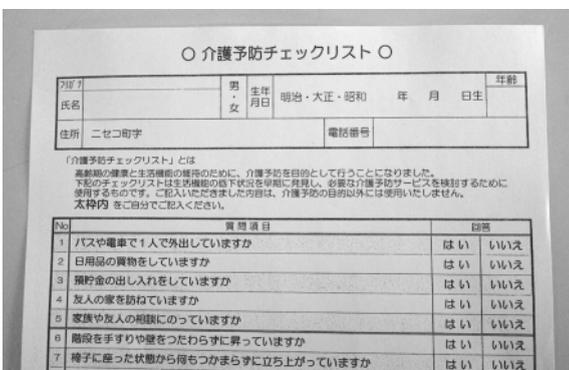
そこで、平成24年度に役場庁舎再整備基本構想をまとめ、26年3月二セコ町議会役場庁舎整備特別委員会設置、平成26年10月には庁舎建設基金条例を設置し、基本構想の内容について議論を重ねてきた。新たに、国の

**Q** 三谷典久議員

補助制度のある防災センターの観点を加えて再検討し、その整備を先行して進めるため、新年度において基本設計を策定する。また、整備には多額の起債を借り入れる必要があることから、将来の財政状況を把握する必要がある。公債費の比率、将来負担比率などについて推計をしている。推計の内容については、建設に要する費用を15億円と仮定し、自己資金3億円、借入金12億円とした場合、償還額が年間6600万円、償還期間が20年となる。

**Q** 三谷典久議員

庁舎を新築する考えはなくなったのか。防災センターの基本構想、基本設計の内容は。役場庁舎の耐震改修に関する整備の議論と財政シミュレーションはしてきたのか。



**A**

**高瀬総務課長**

新築が大規模な改修かという件については、今後引き続き検討する。防災センターについては国の基準があり、基本設計から入る考えで進めている。

耐震整備については、24、25年に役場庁舎の改修という視点から出した基本構想の中では、大まかに6000万円を超えるとしていた。内訳は、約3000万円が耐震性を高めるための工事費用で、残り約3000万円は電算室の一時移設と元に戻す経費。具体的なものは現段階では出していない。

事業内容を認められると、国の緊急防災・減災事業債を充当できるが、仮に6000万円の事業が認められれば100%起債で充当でき、70%交付税で措置されるということになる。基本的には5年据え置き30年償還というようなルールになっている。ニセコ町の財政力指数は24・数%なので、大まかに言うと約3000万円は町負担というようなシミュレーションは組んでいる。

**A**

**佐藤総務課参事**

昨今災害への対応がかなり重要な課題としてクローズアップされているが、役場機能の維持ということが何よりの前提になると思う。たとえば、電算機能の維持や役場の電源確保の重要性があげられる。それらを重要視し、一時避難も想定した避難対策についての仕様も完備した建物を先行して建設したいと考えている。

来年度の基本設計の委託事業が認められたら、整備についての検討、敷地のレイアウト等の検討も合わせて進め、今後の方向性を具体化していくが、先ほどの目的を達するための施設整備についての大枠は腹案として持っている。

**Q**

**三谷典久議員**

役場庁舎の基本構想がいつの間にか防災センターの基本計画になっていて、防災センターをつくるときに役場庁舎をどのような形にするかという議論が非常に不明確。こういった大型予算の事業で、計画の中心部分が変わってきている場合にはきちんとした説明をすることが

**A**

**高瀬総務課長**

必要ではないか。また、その説明がされてこなかったのも問題だ。緊急防災・減災事業債の制約から、拙速に進められてはいないか。防災センターをつくる場合、役場庁舎そのものの設計が具体的にどうあるか。

**A**

**片山町長**

今回の基本設計の中に役場庁舎の設計は含まれていない。

役場庁舎についてはどうあれ将来的にやらなくてはならないもので、これまでもずっと議論をしてきた。東北大震災をきっかけとし、防災センターについては国が応援をしますというスキームができています。それが10年先あるかどうかはわからない。庁舎の機能を向上させるうえで、防災センターを先行実施してはどうかというのが現在の基本的な考えだ。防災センターの構想の中で、例えば庁舎を将来そこにかぶせるのか、全く離れたところに独立して建てるのかは、今後議論していく。

**議会の傍聴をしませんか**

**今月は定例議会が開かれます**



- ラジオニセコで一般質問の様子を放送する予定です。日時等はホームページでお知らせします。
  - 日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
- 問い合わせ先 ☎44-2121 (内線221)

議  
会  
日  
誌

1月

29日 議員活性化セミナー  
(俱知安町 議長他出席)

2月

1日 後志地域まちづくり学習会

村田のりとし新春の集い  
(洞爺湖町 議長出席)

7日 いちはし修治新春の集い  
(俱知安町 議長出席)

13日 ニセコ高等学校活動報告  
(議長出席)

19～20日 後志町村議会議長会  
定期総会

23日 ニセコ町功労者町政懇談会  
(正副議長出席)

26日 広域連合定例会・懇談会  
(俱知安町 議長出席)

3月

1日 ニセコ高等学校卒業証書授与式  
(議長他出席)

1～2日 東京ニセコ会  
(東京都 副議長他出席)

3日 議会運営委員会  
議員協議会

5日 寿大学閉講式 (議長出席)

10日 第1回定例会  
各常任委員会

11日 第1回定例会

予算特別委員会  
議会運営委員会

14日 ニセコ中学校卒業式  
(議長出席)

16日 第1回定例会

17日 予算特別委員会  
第1回定例会

20日 予算特別委員会  
ニセコ小学校卒業式  
(議長出席)

20日 近藤小学校卒業式  
(副議長他出席)

25日 幼児センター卒園式  
(議長出席)

30日 議会運営委員会  
第2回臨時会

議会だより編集委員会

4月

2日 農民同盟定期総会  
(議長出席)

3日 ニセコ町幼児センター入園式  
(議長出席)

4日 ニセコ小学校入学式  
(副議長出席)

9日 近藤小学校・ニセコ中学校入学式  
(議長出席)

9日 ニセコ高等学校入学式  
ニセコ高等学校振興会入会式  
(議長出席)

12日 北海道知事・北海道議会議員選挙

17日 JAようてい通常総代会  
(俱知安町 議長出席)

寿大学開校式 (議長出席)

26日 ニセコ町議会議員選挙

5月

7日 議員協議会

8日 議会運営委員会  
第3回臨時会 (初議会)

15日 羊蹄山麓町村議会議長会  
羊蹄山麓町村議会議長会  
長会会議  
(俱知安町 議長出席)

19日 商工会通常総会  
(副議長出席)

20日 後志町村議会議長会臨時総会  
(俱知安町 議長出席)

20日 北海道新幹線後志協議会  
総会  
(俱知安町 議長出席)

29日 後志総合開発期成会定期総会  
(俱知安町 議長出席)



編集後記

ニセコ町議会は議員構成が一新され、この議会だより編集委員会も新しいメンバーに変わりました。

これを機会に、さらに町民の皆さんに読みやすく、親しまれる紙面づくりに編集委員一同で取り組んでいきたいです。

「議会だより」は、議会の中身を町民の皆さんへお知らせし、議会と町民の皆さんとのコミュニケーションを図る役割があります。その役割は大変重要で、それを再確認することが、これからの紙面の刷新に必要な動機づけと考えています。

また、これまで多くの皆さんから寄せられた意見、要望も取り入れることが必要だと思っています。今後とも意見、ご要望をお待ちしております。

議会だより161号をお届けします。本号では第1回定例会(3月)、第2回臨時会(3月)、第3回臨時会(5月)を掲載しております。

議会だより編集委員

- 委員長 三谷 典久
- 副委員長 斉藤うめ子
- 委員 篠原 正男
- 委員 木下 裕三